

諮問日：令和6年2月15日（令和5年度（最個）諮問第4号）

答申日：令和6年8月23日（令和6年度（最個）答申第3号）

件名：特定事件の特定年月日の調書記載内容について具体的な理由が記載されている文書に記録された保有個人情報の不開示判断（開示対象外）に関する件

答 申 書

第1 委員会の結論

「決定日特定年月日、事件の表示特定事件番号の調書（決定）記載の「第2理由民事～（中略）～上記各項に規定する事由に該当しない。」に関し、「各項に規定する事由に該当しない」具体的な理由が記載されている文書。」に記録された苦情申出人に係る保有個人情報（以下「本件対象個人情報」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件対象個人情報は保有個人情報開示手続の対象とはならないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、裁判所が司法行政事務に関して保有する個人情報の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第4に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和5年10月26日付けで原判断を行ったところ、取扱要綱記第8の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第8の2に定める諮問がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

申出人が開示を求める情報が記載された文書が開示されないということは、個人情報開示を申し出た申出人の「知る権利」が守られていないため、憲法21条違反である。そして、上記憲法違反である本事件は憲法32条違反でもある。

最高裁判所情報公開・個人情報保護審査委員会委員長の高橋滋氏は本件被告

側である東京都行政不服審査会会長でもあり、本苦情に関して判断するに当たり、公正性が担保されているか、明確な説明を求める。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

裁判所における保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものであり、裁判事務に関する文書は含まれない。

この点、苦情申出人が開示を求める情報は、当該事件の決定に至る過程で作成された文書等が考えられるが、これらは裁判事務に関する文書であるため、司法行政文書に記録された情報とはいえ、保有個人情報開示手続の対象とはならない。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和6年2月15日 諮問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年4月30日 苦情申出人から意見書を收受
- ④ 同年7月5日 審議
- ⑤ 同年8月9日 審議

第6 委員会の判断の理由

- 1 取扱要綱によれば、保有個人情報開示手続の対象となる保有個人情報は、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、裁判所の職員が組織的に利用するものとして、裁判所が保有しているもののうち、司法行政文書に記録されているものである。そして、司法行政文書とは、裁判所の職員が職務上作成し、又は取得した司法行政事務に関する文書、図画及び電磁的記録であって、裁判所の職員が組織的に用いるものとして、裁判所が保有しているものをいい、裁判事務に関する文書は含まれない。

最高裁判所事務総長は、苦情申出人が開示を求める情報は、当該事件の決定に至る過程で作成された文書等が考えられ、これらは裁判事務に関する文書であると説明するが、この説明に不合理な点は見当たらない。したがって、本件対象個人情報とは司法行政文書に記録された情報とは認められない。

2 なお、苦情申出人は当委員会委員長の公正性について指摘するが、指摘に係る事実は、職務の遂行上、本件における判断に影響を与えるようなものではない。

3 以上のとおり、原判断については、本件対象個人情報は保有個人情報開示手続の対象とならないから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 長 戸 雅 子

委 員 川 神 裕